

当資料は、W I P O ウェブサイトに掲載された「International Designs Bulletin - Notes on Publication of Information」の日本語参考訳です。W I P O 発行の国際意匠公報を利用する際の参考としていただくために特許庁で作成した参考資料ですので、原文（英語）についてはW I P O ホームページ(<http://www.wipo.int/hague/en/bulletin/notes.html>)をご参照ください。

なお、「International Designs Bulletin」には、「国際意匠公報」の訳語を使用しています。

(2015 年 3 月現在)

国際意匠公報—情報の公表に関する注記（参考訳）

国際登録の公表

1. 国際登録は、英語、フランス語及びスペイン語で公表されており、国際出願の言語で、最初に表示され、イタリック体の翻訳がこれに続きます（インフォメーション・ノーティス 2009 年第 10 号 PDF）。国際意匠公報の発行は 2012 年第 1 号以降、月 1 回から週 1 回に変更されました（インフォメーション・ノーティス 2011 年第 15 号 PDF）。

2. 国際登録の公表は、「登録（1960 年アクト及び 1999 年アクト）」という見出しによって実施されています（国際登録は、1934 年アクトの 2010 年 1 月 1 日からの凍結により、公報 2010 年第 1 号から 2011 年第 12 号までの発行分については、「国際登録」という見出しで、また 2010 年より前に発行されたものについては「1999 年アクト及び／若しくは 1960 年アクトのみが適用される又は 1999 年アクト及び／若しくは 1960 年アクトが部分的に適用される国際出願から生じた国際登録」と「1934 年アクトのみが適用される国際出願から生じた国際登録」の 2 つのうち 1 つの見出しで公表されます（インフォメーション・ノーティス 2009 年第 9 号 PDF）。

3. 1999 年アクト及び／若しくは 1960 年アクトのみが適用される又は 1999 年アクト及び／若しくは 1960 年アクトが部分的に適用される国際出願から生じた国際登録の場合、意匠の複製物もこの公報で公表されます。国際登録に複数の意匠が含まれる場合、各意匠は異なる番号によって識別されます。同一の意匠を異なる角度から表示する場合は、ドットを挟んだ 2 つの数字からなる番号が付けられます（例えば、1 つ目の意匠に関して 1.1, 1.2, 1.3...、2 つ目の意匠に関して 2.1, 2.2, 2.3...、等）。1934 年アクトのみが適用される国際出願から生じた国際登録の場合は、意匠の複製物の公表に関する規定は存在しません。

4. 1999年アクト及び／若しくは1960年アクトのみが適用される又は1999年アクト及び／若しくは1960年アクトが部分的に適用される国際出願から生じた国際登録は、必ず1999年アクト又は1960年アクトに基づいて指定された少なくとも1つの締約国において効力を有し、加えて1934年アクトに基づいて指定された締約国においても効力を有する場合があります。これらの締約国は、各国際登録に関して、コード番号(81) (関係締約国) の後ろに、Iに続いて1934年アクトに基づいて指定された締約国の名称、IIに続いて1960年アクトに基づいて指定された締約国の名称、IIIに続いて1999年アクトに基づいて指定された締約国の名称という形で、明示的に表示されます。

5. 1934年アクトのみが適用される国際出願から生じた国際登録は、1934年アクトに基づいて指定された締約国にのみ効力を有します。これらの締約国は、各国際登録に関して、コード番号(81) (指定締約国)、Iに続いて(1934年アクトに基づいて指定された締約国の順で)表示されます。

6. 略語"Cl." (コード(51)) の後に表示される分類は、1968年10月8日のロカルノ協定が定める意匠の国際分類のクラス及びサブクラスに対応しています。

書誌的データの表示のために使用されるコード

7. 国際意匠に関する書誌的データは、標準 ST.80 (「意匠に関する書誌的データについての推奨」) 並びに標準 ST.3 (「工業所有権を発行又は登録する国、その他の統一体及び政府機関を表すために推奨される標準2文字コード」) のコードである WIPO INID コード (INID とは「データ識別のための国際合意番号」の略称) によって識別されています。日付は日.月.年 (DD.MM.YYYY) の標準化された形式で表示されます。

8. 国際公表の各項目に関して、公報で使用されている複数のコードと、それらのコードに対応する書誌的データを、特定の配置の特徴とともに以下に示しました。

国際登録の公報

(11) 国際登録番号

(15) 国際登録日

(21) 出願番号 (WIPO 整理番号)

(22) 出願日

(73) 名義人の氏名（名称）及び住所（居所）

(86) 名義人が国民である締約国。名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しており、“-” は記載された名義人に関し該当する締約国が存在しないことを示しています。

(87) 名義人がその領域内に住所（居所）を有している締約国。名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しており、“-” は記載された名義人に関し該当する締約国が存在しないことを示しています。

(88) 名義人がその領域内に工業上又は商業上の営業所を有している締約国。名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しており、“-” は記載された名義人に関し該当する締約国が存在しないことを示しています。

(85) 名義人がその領域内に常居所を有している 1999 年アクトの締約国。名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しており、“-” は記載された名義人に関し該当する締約国が存在しないことを示しています。

(89) 「出願人の締約国」。名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しています。

(74) 代理人の氏名（名称）及び住所（居所）

(72) 意匠の創作者の氏名（名称）及び住所（居所）：一部の意匠にのみ該当する創作者の場合は、その事項の前に該当の意匠番号が記載されます。

(28) 国際登録に含まれる意匠数

(51) ロカルノ分類のクラス及びサブクラス

(54) 製品の表示：該当の意匠番号がその事項の前に記載されます。

(55) 製品の特定の図を示した凡例：該当の意匠番号及び複製物番号がその事項の前に記載されます。

(57) 意匠の特徴の説明、又は保護を求めない部分の説明

(82) 国際出願に含まれる宣言と、この宣言に関係する指定締約国を示した 2 文字コード

・ I. 「(i) 国際出願に意匠の創作者として記載されている者が紛れもなく当該意匠の創作者である旨、また (ii) 創作者として特定された者が出願人（として記載された者）ではない場合に、国際出願が創作者によって出願人に譲渡された」旨の共通規則第 8 規則(2) に基づく宣言

・ II. 「出願人が、出願に含まれる[すべての][以下の]意匠の開示に関して、関係する指定締約国において適用される法令が定める例外的な取扱いの利益を享受すると主張する」旨の実施細則 408 節(c)に基づく宣言

・ III. 協定 5 条(2)(a)及び(b)(iii)に基づく請求の範囲

(27) 国際登録（公開／非公開）の種類

(81) 指定締約国:

- ・ 1934 年アクトに基づいて指定された締約国
- ・ 1960 年アクトに基づいて指定された締約国
- ・ 1999 年アクトに基づいて指定された締約国

(30) パリ条約に基づく優先権主張に係る事項: 先の出願の出願日、可能であれば同出願の出願番号、出願がされた官庁を特定する 2 文字コードが表示され、優先権主張がすべての意匠に関するものでない場合は、関係する意匠の番号がすべての事項の前に記載されます。

(23) 国際博覧会: 博覧会の名称と開催場所、意匠がその博覧会で最初に展示された日が表示され、この主張がすべての意匠に関するものでない場合は、関係する意匠の番号がすべての事項の前に記載されます。

(66) 本意匠に係る事項: 本意匠に関連する意匠とみなされる意匠の番号（国際登録に含まれる意匠の 1 つのみ、又は複数が関連意匠とみなされる場合）^[1]、本意匠とする国内／国際の出願／登録の番号、場合によって出願人の参照番号、並びに本意匠の意匠番号（出願・登録に複数の意匠が含まれている場合）が表示され、本意匠が登録又は出願された締約国

が、すべての事項の前に記載されます。

(46) 公表の延期期間の満了日

更新の公報

(11) 国際登録番号

(15) 更新日と、これに続いて以下のものが表示されます。

- ・ "1R": 最初の更新、すなわち、国際登録から 6～10 年目の権利期間の更新
- ・ "2R": 2 度目の更新、すなわち、国際登録から 11～15 年目の権利期間の更新 等

(73) 名義人の氏名（名称）及び住所（居所）

(81) 指定締約国:

- ・ 1934 年アクトに基づいて指定された締約国
- ・ 1960 年アクトに基づいて指定された締約国
- ・ 1999 年アクトに基づいて指定された締約国

(53) 対象となる意匠番号（一部の意匠に関して更新する場合）

更新されなかった国際登録の公報

(11) 国際登録番号

所有権の変更の公報

(11) 国際登録番号

(73) 旧名義人の氏名（名称）及び住所（居所）

(68) （国際登録の指定締約国や意匠の）一部について所有権の変更を行う場合の、（新名義人に）譲渡された部分に係る新しい国際登録番号（太字かつ大文字）

(78) 新名義人の氏名（名称）及び住所（居所）（太字）

(86) 新しい名義人が国民である締約国。新しい名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しており、"- -" は記載された名義人に関する該当する締約国が存在しないことを示しています。

(87) 新しい名義人がその領域内に住所（居所）を有している締約国。新しい名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しており、"- -" は記載された名義人に関する該当する締約国が存在しないことを示しています。

(88) 新しい名義人がその領域内に工業上若しくは商業上の営業所を有している締約国。新しい名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しており、"- -" は記載された名義人に関する該当する締約国が存在しないことを示しています。

(85) 新しい名義人がその領域内に常居所を有している 1999 年アクトの締約国。新しい名義人が複数いる場合、列記される締約国の順番は (73) に表記されている名義人の順番に対応しており、"- -" は記載された名義人に関する該当する締約国が存在しないことを示しています。

(81) 対象となる締約国（一部の指定締約国に関して所有権の変更を行う場合）

- ・ 1934 年アクトに基づいて指定された締約国
- ・ 1960 年アクトに基づいて指定された締約国
- ・ 1999 年アクトに基づいて指定された締約国

(53) 対象となる意匠番号（一部の意匠に関して所有権の変更を行う場合）

(58) 国際登録簿記録日

所有権の変更が効果を有しない旨の宣言の公報

(11) 国際登録番号、所有権の変更が効果を有しない旨の宣言の写しへのリンク

(81) 宣言をした指定締約国

(73) 旧名義人の氏名（名称）及び住所（居所）

(68) 譲渡された部分に係る新しい番号（該当する場合）

(69) 併合によって生じる国際登録番号（所有権の一部（ある意匠だけ及び／又はある指定締約国だけ）の変更が記録されていた場合）

(78) 所有権の変更が効果を有しない旨の宣言後の新名義人の氏名（名称）及び住所（居所）
（太字）

(53) 所有権の変更が効果を有しない旨の宣言に係る意匠番号（本宣言が一部の意匠に係る場合）

(58) 国際登録簿記録日

所有権の変更が効果を有しない旨の宣言の撤回の公報

(11) 国際登録番号、所有権の変更が効果を有しない旨の宣言の撤回の写しへのリンク

(81) 宣言の撤回をした指定締約国

(73) 旧名義人の氏名（名称）及び住所（居所）

(68) 所有権の変更が効果を有しない旨の宣言の撤回後の譲渡された部分に係る新しい番号（該当する場合）

(69) 所有権の変更が効果を有しない旨の宣言の撤回後の併合によって生じる国際登録番号（該当する場合）

(78) 新名義人の氏名（名称）（太字）

(53) 所有権の変更が効果を有しない旨の宣言の撤回に係る意匠番号（本宣言が一部の意匠に係る場合）

(58) 国際登録簿記録日

国際登録の併合の公報

(11) 国際登録番号

(69) 併合によって生じる国際登録番号（太字、該当する場合は一の大文字とともに記載）

(58) 国際登録簿記録日

名義人の氏名（名称）／住所（居所）の変更の公報

(11) 国際登録番号

(73) 名義人の新しい氏名（名称）及び／又は新しい住所（居所）

(58) 国際登録簿記録日

放棄の公報

(11) 国際登録番号

(73) 名義人の氏名（名称）

(81) 登録が放棄された指定締約国（一部（の指定締約国）の放棄の場合）

(58) 国際登録簿記録日

限定の公報

(11) 国際登録番号

(73) 名義人の氏名（名称）

(81) 限定された指定締約国（一部の指定締約国の限定の場合）

(53) 国際登録から除外された意匠番号

(58) 国際登録簿記録日

拒絶の公報

(11) 国際登録番号、拒絶の通報の写しへのリンク

(81) 拒絶の通報をした指定締約国

(53) 拒絶の対象の意匠番号（一部の意匠が拒絶された場合）

(83) 見直し又は不服申立の可能性に関する表示

(58) 国際登録簿記録日

拒絶の取下げの公報

(11) 国際登録番号、拒絶の取下げの通報の写しへのリンク

(81) 通報をした指定締約国、続いて拒絶の取下げられた日（国際事務局に日付が連絡された場合）

(53) 拒絶が取り下げられた意匠番号（一部の意匠について拒絶が取り下げられた場合）

(24) 適用される法律に基づいて国際登録の保護の付与の効果が生じた日

(58) 国際登録簿記録日

保護の付与の公報

(11) 国際登録番号、保護の付与の声明の写しへのリンク

(81) 通報をした指定締約国、続いて保護が付与された日（国際事務局に日付が連絡された場合）

(53) 保護が付与された意匠番号（一部の意匠について保護が付与された場合）

(24) 適用される法律に基づいて国際登録の保護の付与の効果が生じた／生じる日

(58) 国際登録簿記録日

無効の公報

(11) 国際登録番号、無効の通報の写しへのリンク

(73) 名義人の氏名（名称）

(81) 無効の通報をした指定締約国、続いて無効の効力が発生した日（国際事務局に日付が連絡された場合）

(53) 登録の効果が無効となった意匠番号（一部の意匠が無効である場合）

(58) 国際登録簿記録日

更正の公報

(11) 国際登録番号

(73) 名義人の氏名（名称）

() 更正されたデータのコード番号と更正内容（太字）が表示されます。複製物の更正の場合は、更正内容は「**Reproduction(s) No(s)...**」（太字）という形で表示されます。

(58) 国際登録簿記録日

[1.] INID コード (60) 番台は「その他の法的に関連する出願及び登録との関係」のためのものです。(66)に関する説明は、「本願の意匠に類似する意匠の出願又は登録に係る番号」を表しています。